

農林水産省農村振興局整備部設計課 御中

「土地改良事業設計指針「ほ場整備」制定(案)」に対する意見

令和7年12月24日

(公財)日本生態系協会

会長 池谷奉文 (いけやほうぶん)

※団体としての意見

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル

Tel : 03-5951-0244 Email : head_office@ecosys.or.jp

「土地改良事業設計指針「ほ場整備」制定(案)」について、意見を提出させていただきます。ご検討等のほど、よろしくお願ひいたします。

記

● 意見1

該当箇所

p.18 1.9

意見

「地域環境に関する地域住民の意向については、田園環境整備マスタープラン、農村環境計画を参考とした上で、事業構想段階から地域住民等の参加を促し、可能な限り早期から把握しておくことが望ましい。」とあります。

この部分について、「地域環境に関する地域住民の意向」を「地域環境に関する地域住民、NPOの意向」というように「NPO」を追加する必要があります。

説明

本指針案 p.31、252 の「環境との調和に配慮する考え方」の 1.6～において、「事業主体は、調査実施時から、農家を含む地域住民、市町村、土地改良区、NPO 法人、有識者などが参画する仕組みを整備し、地域の環境の保全・形成について、維持管理体制や方法等の検討を行うなど、地域が一体となった取組を進めることが重要である。」とされています。

地域環境の保全・形成に当たっては、維持管理面を含め、NPO が全国各地で様々ななかたちで重要な役割を果たしています。「NPO」抜きにした地域環境の保全・形成は、考えられないと言っても過言ではありません。

以上のことから、「NPO」を加える必要があります。

● 意見2

該当箇所

p.31 1.5、p.252 1.5

意見

「事業主体は、調査実施時から、農家を含む地域住民、市町村、土地改良区、NPO 法人、有識者などが参画する仕組みを整備し・・・」とあります。

この部分について、「NPO 法人」を単に「NPO」とする必要があります。

説明

環境対策は、本ページに示されているとおり、生態系ネットワークの保全・形成を視点に置き、調査、計画、設計、施工、維持管理・モニタリングの各段階を通じて行う必要があります。そして、その実施に当たっては、これまで、また今後も、各地の NPO が重要な役割を担うと考えられます。

その NPO（非営利組織）ですが、特定非営利活動促進法に基づく「特定非営利活動法人（NPO 法人）」だけでなく、財団法人、また、法人格を持たない団体など、様々な形態があります。NPO 法人に特定するのは実態と合っておらず、適切ではありません。

以上のことから、「NPO 法人」を「NPO」とする必要があります。

● 意見3

該当箇所

p.31 l.14、p.252 l.14

意見

「設計条件を設定するに当たっては、有識者の指導・助言を得ながら、農家を含む地域住民に説明し、合意を形成することが重要である。」とあります。

この部分について、

1. 「有識者」を

「有識者（学識経験者、研究機関の職員、環境に関する資格 注1）を有する者、コンサルタント等」とし、その上で、脚注として「注1）「環境に関する資格」 環境に関する資格としては、技術士（公益社団法人 日本技術士会）、ビオトープ管理士（公益財団法人 日本生態系協会）等がある。」をつけていただきたい。

また、

2. 「農家を含む地域住民に説明し」を

「農家を含む地域住民、NPO に説明し」というように「NPO」を加える必要があります。

説明

農林水産省農村振興局「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」（平成 27 年 5 月）の p.13 「地域住民等の参画による環境保全活動の取組（p.13）は、「有識者」について、「有識者（学識経験者、研究機関の職員、環境に関する資格 注1）を

有する者、コンサルタント等)」とし、その上で、脚注として「注 1) 「環境に関する資格」環境に関する資格としては、技術士(公益社団法人 日本技術士会)・・・ビオトープ管理士(公益財団法人 日本生態系協会)・・・等がある。」としています。これに合わせ、有識者に「ビオトープ管理士」を含むことが分かるようにしていただきたい。

また、意見 1 の説明に書かせていただいたとおり、維持管理面を含む、地域環境の保全・形成に当たっては、NPO が全国各地で重要な役割を果たしています。「NPO」抜きにした地域環境の保全・形成は、考えられないと言っても過言ではありません。説明及び合意形成の対象者、パートナーとして「NPO」を本指針にしっかりと位置づけておく必要があります。

● 意見4

該当箇所

p.31 1.33、p.252 1.33

意見

「地区内外から土砂等を調達する場合は、遺伝的かく乱を防ぐため、外来生物が混入しないよう留意する。」とあります。

この部分について、「遺伝的かく乱を防ぐため」を「生態系への影響を防ぐため」とする必要があります。

説明

外来生物の問題点として「遺伝的かく乱」のことのみが書かれていますが、在来種との関係において「捕食」及び「競合」もあります(参考)。「生態系への影響を防ぐため」と、包括的な表現に変えるのが適切です。

参考:環境省ウェブサイト「日本の外来種対策」の「外来種の問題点 <生態系への影響>」
(<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/invasive.html#sec3>)